

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

エムシーパートナーズ株式会社とエムシーパートナーズ株式会社の過半数労働者代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第 1 条 本協定は、全派遣従業員（以下「派遣社員」という。）に適用する。

- 2 派遣社員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、派遣社員について、一の労働契約の契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第 2 条 派遣社員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当及び通勤手当とする。
なお、前項の基本給については、その比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」に、退職手当相当額（5%）が含まれているため、これらを考慮して決定している。

(賃金の決定方法)

第 3 条 派遣社員の基本給及び賞与相当額の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）に定める中分類「006 開発技術者」「007 製造技術者」「034 一般事務」「040 営業・生産関連事務」「078 製品検査（金属製品・食料品を除く）」とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める「地域指数」の都道府県単位にて調整する。
- (4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第 3 の 4 に定める合算により比較する方法とし、その額を別表 1 に定める額に 5% を乗じた額（1 円未満端数切り上げ）とする。

第 4 条 派遣社員の基本給は、別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること満した別表 2 のとおりとする。

第 5 条 エムシーパートナーズ株式会社は、第 7 条の規定による派遣社員の勤務評価を「基礎能力」「勤務態度」「業務遂行能力」などに基づいて行った結果、職務の内容等について向上が認められた場合は基本給の改善をおこなう。改善する場合には就業条件明示書により個別に定め通知するものとする。

- 2 前項の定めにかかわらず、勤務評価の結果が著しく悪い場合は降給を行うことがある。

第6条 通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。その取扱いは『通勤費補助規則』を適用する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第7条 基本給は、派遣開始後に年1回定期的に行う公正に実施された勤務評価の結果に基づき決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、職務の内容、当該職務の内容及びその他の事情を勘案して通常の労働者(派遣労働者を除く。)との均等・均衡待遇を保つものとする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「エムシーパートナーズ・キャリアアップに資する教育訓練実施計画」に従って実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(2) 本協定に定めた事項についても、労使で誠実に協議して合意したものについては改定する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、2025年4月1日から2026年3月31日までの1年間とする。

2025年 3月 24日

過半数労働者代表 櫻井 礼子



エムシーパートナーズ株式会社

つくばオフィス

チーフ 木村 宏一

